

東北地域における工業用水道災害時等の相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、東北地域の各工業用水道事業者（以下「協定事業者」という。）が管理する工業用水道が地震等の大規模な災害により被災し、当該被災をした協定事業者（以下「被災事業者」という。）が独力では緊急の復旧対応が困難な場合において、被災事業者からの要請により、他の協定事業者が行う応援活動を迅速かつ円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

(協定事業者)

第2条 前条に規定する協定事業者は次のとおりとする。

| 圏域 | 協定事業者 |
|-----|-----------|
| 青森県 | 青森県 |
| | 六ヶ所村 |
| 岩手県 | 岩手県 |
| | 一関市 |
| 宮城県 | 宮城県 |
| | 村田町 |
| 秋田県 | 秋田県 |
| | 大館市 |
| 山形県 | 山形県 |
| | 東根市 |
| | 小国町 |
| 福島県 | 福島県 |
| | いわき市 |
| | 白河市 |
| | 南相馬市 |
| | 西郷村 |
| | 双葉地方水道企業団 |

(応援体制の整備)

第3条 東北地域に及ぶ地震等の大規模な災害が発生した場合、被災しなかった協定事業者（以下、「応援事業者」という。）は、応援の要請に備え、応援活動を速やかに実施できる体制を執るものとする。

(応援主管事業者及び応援副主管事業者)

第4条 応援活動を迅速かつ円滑に遂行するため、主たる応援事業者（以下、「応援主管事業者」という。）及び、応援主管事業者が被災した場合に代わってその業務を遂行する応援事業者（以下、「応援副主管事業者」という。）を実施細則により定める。

(応援の要請等)

第5条 被災事業者は、他の協定事業者から応援を受けようとするときは、実施細則に定めるところにより、応援を要請するものとする。

2 前項の規定による応援の要請を受けた応援主管事業者は、現地に赴き速やかに応援事業者と協力して被災事業者に対する応援活動を実施するものとする。ただし、現地に赴かずとも業務が遂行できる場合はこの限りではない。

3 通信途絶等により被災事業者から第1項の規定に基づく要請がない場合には、応援主管事業者は応援事業者と連携し、被災状況、応援の適否等必要な情報収集を行うものとする。

4 前項の情報から被害が甚大であると判断され、かつ被災事業者との連絡ができない場合には、応援主管事業者及び応援事業者は、自主的に応援活動を実施するものとする。

5 前項の応援活動は、被災事業者から第1項の規定に基づく応援の要請があったものとみなす。

(応援活動の内容)

第6条 応援活動の内容は、緊急の復旧措置に必要な次に掲げる事項とする。

- (1) 職員の派遣
- (2) 物資及び資材の提供
- (3) その他被災事業者からの要請のあった事項

(物資等の携行)

第7条 応援事業者は、被災事業者に職員を派遣する場合は、実施細則に定めるところにより当該職員に必要な物資等を携行させるものとする。

(情報の交換)

第8条 協定事業者は、この協定に基づく応援活動が迅速かつ円滑に行われるよう、関係資料等の必要な情報を、実施細則に定めるところによりあらかじめ相互に交換するものとする。

(経費の負担)

第9条 応援活動に要した経費は、実施細則に定めるところにより原則として被災事業者の負担とする。

2 応援事業者の職員が応援活動に際して第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援活動の従事中に生じたものについては被災事業者が、被災事業者への往復の移動途中において生じたものについては応援事業者が、それぞれ賠償の責めを負う。

3 被災事業者が第1項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、当該被災事業者から要請があった場合には、応援事業者は、当該経費を一時立て替えて支弁するものとする。

4 応援事業者の職員の派遣に要する経費については、応援事業者が定めるところにより算出した当該職員の旅費及び諸手当の額をもって定めるものとする。

(公務災害補償に関する請求手続き)

第10条 応援事業者が派遣した職員が、応援活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における公務災害補償に関する請求手続きは、被災事業者が作成する公務災害についての意見書及び事実関係を明らかにした報告書等に基づいて、応援事業者が行うものとする。

(関係機関等との連携)

第11条 この協定に基づく応援活動を実効あるものとするため、協定事業者は、平素から相互間並びに国、一般社団法人日本工業用水協会及びその他関係機関との間で十分な連携を図り、災害発生時の迅速かつ円滑な対応に万全を期するよう努めるものとする。

(連絡会議の開催等)

第12条 協定事業者は、この協定に基づく応援活動が迅速かつ円滑に行われるよう、毎年1回以上定期又は随時に連絡会議を開催するものとする。

(訓練)

第13条 協定事業者は、この協定に基づく応援活動が迅速かつ円滑に行われるよう、合同で訓練を実施するよう努めるものとする。

(他の協定との関係)

第14条 この協定は、協定事業者が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(その他)

第15条 この協定の実施に関し必要な細則事項は、実施細則に定めるものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、協定事業者が協議して定めるものとする。

(施行期日)

第16条 この協定は、令和4年10月1日から施行する。

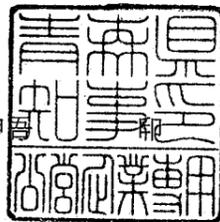
附則

1 令和4年3月7日に締結された「東北地域における工業用水道災害時等の相互応援に関する協定」は、これを廃止する。

この協定を締結したことを証するため、この本書17通を作成し、関係者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年 9月26日

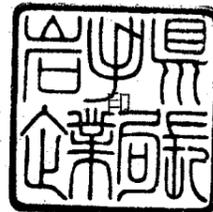
青森県知事 三村 申



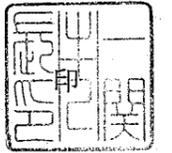
六ヶ所村長 戸田 衛



岩手県企業局長 森 達也



一関市長 佐藤 善仁



宮城県公営企業管理者 佐藤 達也



村田町長 大沼 克巳



秋田県知事 佐竹 敬久



大館市長 福原 淳嗣



山形県企業管理者 沼澤 好徳



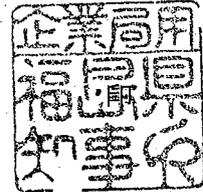
東根市長 土田 正剛



小国町工業用水道事業者 小国町長 仁科 洋一



福島県知事 内堀 雅雄



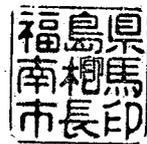
いわき市水道事業管理者 上遠野 裕之



白河市長 鈴木 和夫



南相馬市長 門馬 和夫



西郷村上下水道事業 西郷村長 高橋 廣志



双葉地方水道企業団企業長 松本 幸英

